

箕輪町中小企業共同事業促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年9月19日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町中小企業共同事業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同事業グループが、経営改善の研究、新技術・新製品の研究及び開発、共同受注等の新規販路開拓事業(以下「共同事業」という。)を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則(昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同事業グループ 町内において主たる事業所を有する中小企業者3社以上で組織するグループをいう。ただし、町長が認めた場合は、構成員の2分の1以上が町内事業者であれば認めるものとする。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主として1年以上事業を営むものをいう。
- (3) コア企業者 町内において主たる事業所を有する中小企業者であって共同事業グループを代表するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 6月以上継続して事業を行う共同事業グループにおけるコア企業者であること。
- (2) コア企業者が町税等の滞納をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新技術及び新製品の開発に関する事業
- (2) 共同受注に関する事業
- (3) 事業協同組合設立等の共同事業グループの組織化及び高度化に関する事業

- (4) 省力化、工数低減等の経営の合理化に関する事業
- (5) その他町長が認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 新技術及び新製品の開発に要する原材料費、機械工具費、技術導入提携費その他事業に必要な経費
- (2) 共同で受注活動を行う場合のシステム導入経費及び設備導入経費
- (3) 販路開拓及び仕入に要する営業活動のための経費
- (4) 技術力及び経営力強化を目的とした従業員教育のための経費
- (5) 共同事業所整備のための経費
- (6) 研究調査のための経費

2 前項の規定にかかわらず、共同事業グループの構成員の人件費、交際費及び食糧費は補助の対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額の範囲内において町長が定める額とし、一の年度について、一の事業あたり30万円を限度とする。

(補助対象期間)

第7条 同一の事業について、補助対象回数は3回を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、事業開始前に、箕輪町中小企業共同事業促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 箕輪町中小企業共同事業促進補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(実績報告)

第9条 補助申請者は、補助対象事業が完了したとき、規則第12条に規定する補助金等実績報告書に次に掲げるものを添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し（領収書がない場合は、支払いを証する書類の写し）
- (2) 事業の成果がわかるもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの